

「島根県奨学のための給付金（通常申請）」の 申請案内

奨学のための給付金制度は、授業料以外の教育費負担を軽減するための返済不要の給付金です。
受給を希望される方は、下記に従って、申請書類を提出してください。

給付の対象となる世帯（R7.7）

奨学のための給付金を受給するためには、令和7年7月1日現在、以下の要件を全て満たしている必要があります。

- 1 平成26年以降に国公立高等学校等に入学した生徒の保護者等であること
- 2 生徒が高等学校等就学支援金・学び直し支援金・専攻科修学支援金の受給資格を有していること
- 3 保護者等が島根県内に住所を有すること（※）
- 4 生活保護受給世帯、または保護者全員の令和7年度の県民税・市町村民税の所得割額の合計が0円（非課税）であること
- 5 生徒が児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象でないこと

（※）ただし、保護者の中に海外に在住（課税状況を確認できない）者がいる場合は対象外となります。

給付額（年額）※審査結果及び給付は12月以降を予定

32,300円～143,700円（生徒一人当たり）

※今年度新入生で前倒し給付が認定された方は、前倒し給付の額を引いた金額の給付となります。
※給付額は申請者の状況により変わります。

提出書類

（A）生活保護（生業扶助）受給世帯の場合

- ☐ 書類⑦奨学のための給付金 受給申請書（通帳等の写しの貼付が必要）
- ☐ 生活保護受給証明書【※令和7年7月1日以降の証明日】

※ 提出期限の関係上、7月1日以降の証明日での取得が難しい場合は、受給証明書のみ後から追加でご提出ください。なお、授業料支援の申請と併せて1枚で構いません。

（B）生活保護受給世帯ではない場合

- ☐ 書類⑦奨学のための給付金 受給申請書（通帳等の写しの貼付が必要）
- ☐ 保護者全員の課税額を確認するための書類（※詳細は裏面）

その他

- ・ 新入生の前倒し給付を申請されている方についても、申請を希望する場合は書類の提出が必要です。
- ・ 家計急変による申請については「書類⑥島根県奨学のための給付金（家計急変）」の案内をご確認ください。

島根県教育庁 学校企画課

※申請書類の確認のために下記の番号からお電話をすることがあります。

TEL 0852-22-5915/5918/5935（受付時間：平日9:00～17:00）

島根県ホームページ：<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/syougaku.html>

（右の二次元バーコードからもアクセスできます。）



裏面もご確認ください→

所得	給与収入		主たる給与 以外の台算 所得区分	不 動 産 所得	利 子 所得	配 当 所得	雑 損 益	課 税 標 準	総所得③		市 民 税	税額控除前所得割額④		納付額
	給与所得								山林所得			税額控除額	6月分	
	その他の所得計								分離短期譲渡			所得割額⑥	7月分	
所得 控 除			総所得金額①						分離長期譲渡			均等割額⑦	8月分	
	雑損								株式等の譲渡			税額控除前所得割額④	9月分	
	医療費								上場株式等の配当等			税額控除額	10月分	
	社会保険料								先物取引			所得割額⑥	11月分	
	小規模企業共済											均等割額⑦	12月分	
	生命保険料											特別徴収税額⑧	1月分	
	地震保険料											控除不足額⑨	2月分	
												既充当額⑩	3月分	
												既納付額⑪	4月分	
												差引納付額(8-11-9/10)	5月分	
(摘要)											変更前税額⑫		変更月	
											増減額(8-(12))			